

とちぎ農業労働力確保緊急支援事業実施要領

令和3年11月1日
(一社) 栃木県農業会議

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた政府の水際対策の強化により、研修期間終了後、帰国出来ない外国人技能実習生の在留資格を特定技能に切り替えて雇用する際の掛かり増し経費を助成することで、労働力の確保と農業者の経営安定を図ることを目的に、実施する。

第2 事業実施主体

一般社団法人 栃木県農業会議（以下「農業会議」という。）

第3 事業内容

農業者が雇用する外国人材の在留資格変更に伴う掛かり増し経費を助成する。

第4 助成対象者

助成金の受益者（以下「助成対象者」という。）は、栃木県内で農業を営み外国人材を雇用する農業者（農業法人を含む。）とする。

第5 助成対象期間

令和3（2021）年11月1日～令和4（2022）年3月31日

第1次申し込み締め切り 令和4年1月31日（月）

第2次申し込み締め切り 令和4年3月31日（木）

第6 事業の手続

1 事業の申請

- (1) 本事業による助成を受けようとする者（以下、「助成対象者」）は、掛かり増し経費等に係る計画書（別記様式第4号）を作成し、実施計画承認申請書（別記様式第3号）および根拠資料とともに農業会議に提出するものとする。
- (2) 農業会議は提出された計画を審査の上、適当と判断した計画を承認する。
- (3) 助成対象者は既に承認を受けた計画を変更する場合、速やかに計画を修正し農業会議の承認を受けることとする。
- (4) 既に承認を受けた助成対象者が計画を中止する際は、速やかに農業会議へ報告を行うこととする。

2 事業の確認検査

- (1) 助成対象者は農業会議の指定する日までに事業完了見込報告書（別記様式第6号）を提出することとする。
- (2) 農業会議は提出された報告書を元に確認検査を実施し、事業が適切に実施されたことを確認する。

第7 助成金の交付等

1 助成金の請求

- (1) 確認検査を受けた助成対象者は、農業会議の指定する日までに助成金請求書（別記様式第9号）を提出することとする。
- (2) 農業会議は提出された請求書を元に、助成対象者に対し助成金を支払うこととする。

2 助成金の返還等

- (1) 農業会議は助成対象者から事業の報告を受けた際、事業完了見込報告書の内容と異なる場合、第6の1により支払った助成金の一部若しくは全額の返金を求めることができるものとする。
- (2) 農業会議は、第6の2（1）以外で次の場合に該当した際には、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は一部若しくは全部交付しないものとする。
 - ア 実習等が申請された内容と大きく異なっていると認められる場合
 - イ 経技第667-1号に定めるとちぎ農業労働力確保緊急支援事業実施要領、本交付要綱及び助成対象者体が定める内規に違反した場合
 - ウ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

附則

- 1 この要領は、令和3（2021）年11月1日から実施する。